

## 16 福祉

### (1) 改訂のねらい

少子高齢化の急速な進展に伴い、地域における自立生活支援への志向や福祉ニーズの多様化など社会福祉に対する国民意識の変化に対応して、多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する観点から、介護福祉士の資格等にも配慮して改善が図られた。

福祉科等では、平成21年4月から社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う新しい介護福祉士養成制度が実施されている。したがって、福祉科等においては、各学校の判断により、平成21年度入学生からその全部又は一部を改訂された指導要領によることができる。

### (2) 科目編成

ア 科目構成と標準単位数は次のとおりである。

科 目 (標準単位数)	科 目 (標準単位数)
社会福祉基礎 (2～6)	介護総合演習 (2～6)
介護福祉基礎 (2～6)	介護実習 (2～16)
コミュニケーション技術 (2～4)	こころとからだの理解 (2～12)
生活支援技術 (2～12)	福祉情報活用 (2～4)
介護過程 (2～6)	

イ 「生活支援技術」、「介護過程」及び「こころとからだの理解」の3科目を新設するとともに、「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を「社会福祉基礎」に整理統合し、従前の7科目を9科目に改めた。「基礎介護」を「介護福祉基礎」、「社会福祉援助技術」を「コミュニケーション技術」、「社会福祉演習」を「介護総合演習」、「社会福祉実習」を「介護実習」、「福祉情報処理」を「福祉情報活用」とそれぞれ名称変更した。

ウ 福祉に関する各学科の原則履修科目は、「社会福祉基礎」と「介護総合演習」である。

### (3) 科目の内容

#### ア「生活支援技術」

自立に向けた状態別の介護として、適切な介護技術を用いて、安全に援助できる知識や技術を習得させる。「社会福祉基礎」や「介護福祉基礎」の履修内容との関連を図るとともに、介護実践の根拠となる人体の構造や機能については「こころとからだの理解」と関連付けて指導する。

#### イ「介護過程」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護過程の展開、介護計画の立案、介護サービスの提供ができる能力を養う。

#### ウ「こころとからだの理解」

介護実践の根拠となる心理、人体の構造と機能、発達と老化、認知症及び障害に関する基礎的な知識を習得させるとともに、「生活支援技術」と関連させて介護実践に適切に活用できる能力を育成する。

#### エ「社会福祉基礎」

福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目であり、基礎的・基本的な内容で構成されている。

#### オ「介護福祉基礎」

介護の考え方を理解させるとともに、介護を必要とする人を生活の観点からとらえること

を重視し、介護実践の基盤となる介護の意義や考え方などの内容を充実した。

カ「コミュニケーション技術」

対人関係の基本やコミュニケーションの技術、介護を必要とする人や援助的関係を理解する。

キ「介護総合演習」

介護実習に必要な知識や技術、介護過程の展開等について、総合的に学習する。介護演習や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、統合化を図る。

ク「介護実習」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護サービスを提供する実践力を習得する。学校外での実習を想定し、多様な介護の場における実習と、個別ケアのための継続した実習の2項目を設定している。

ケ「福祉情報活用」

介護実践において記録・情報を適切に活用することにより、福祉サービス利用者の自立生活を支援するなど、生活の質の向上に寄与する態度を育成する。

(4) Q & A

Q 1 福祉教育の意義と専門教科「福祉」の位置付けについて、どのように捉えればよいか。

福祉教育には、社会福祉の業務に従事する専門的な職業人の育成の側面、高等学校で福祉の基礎・基本を学び、より学習を深めたいという進路希望を持つ生徒に対しての進路選択の一つとしての側面、国民としての福祉的な教養を身に付けるための側面の3つがある。生徒の実態や地域、学校の状況に応じた福祉教育が適切に行われるよう配慮しなければならない。

専門教科「福祉」は、広く社会福祉に関する内容をまとめたものであり、福祉関連資格（介護福祉士国家試験受験資格、介護員養成研修事業）との関連の深い専門教科としての科目構成になっている。具体的には、省令「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」の別表第5（第8条関係）に定める教科及び単位数、通知「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る方針について」の内容を含めたものとなっている。

介護福祉士国家試験受験資格に対応する教育内容は、①介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」、②「尊厳の保持」、「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」、③多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域で構成されている。

Q 2 介護福祉士等の資格取得を目指さない学校における福祉教育の在り方についての留意点は何か。

専門教科「福祉」には、幅広く高校生に学ばせる教科という側面もあることから、各学校がどのような生徒を育てたいのか、どのように福祉を学ばせるかを検討し対応しなければならない。資格取得を目指さない学校において留意しなければならない点は、何を目的に「福祉」を学ばせようとしているか、その目的を具体化して指導できているかである。学校における学びと福祉活動・体験を一体化して指導する必要がある。福祉の一部のみを取り上げて指導することがないよう福祉の全体をとらえ体系的な指導をする必要がある。

Q 3 専門教科「福祉」の各科目について、履修の順序性や指導内容の関連性はどのように考えればよいか。

福祉の考え方のベースとなる「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」は、1・2年次から履修させる。また、介護の対象を理解する「こころとからだの理解」と、介護の基本技術を身に付ける「生活支援技術」は、関連する内容項目を同じ時期に学習できるよう教育課程を工夫する。「コミュニケーション技術」、「介護過程」でより専門的な内容に深める。そして、「介護総合演習」で介護施設等での実習の準備を経て、「介護実習」で介護の実践力を身に付けられるよう教育課程の編成を工夫する。

各科目の内容項目レベルで関連を図り、効果的に学習できるよう教育課程の編成を工夫する必要がある。

Q 4 福祉に関する各学科における指導計画作成に当たっての配慮事項は何か。

- 1 「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則としてすべての生徒に履修させる。科目の性格やねらいなどから、「社会福祉基礎」は1・2年次で、「介護総合演習」は「介護実習」の指導とあわせて履修させる。
- 2 福祉に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当する。学習した知識や技術を活用して主体的・創造的に問題解決する能力の育成を目指して、実験・実習を一層充実させる。
- 3 地域や福祉施設、産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫に努める。地域や産業界と協力関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要である。

Q 5 専門科目による必履修科目の代替は可能か。

専門教科・科目の履修によって必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の一部又は全部に替えることができる。

したがって、福祉に関する各学科では、例えば、「福祉情報活用」の履修により、共通教科「情報」に関する科目の履修に代替することなどが可能である。また、「介護総合演習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その一部又は全部を代替することができる。総合的な学習の時間の履修による「介護総合演習」の履修の代替についても同様である。

代替に当たっては、「同様の成果が期待できる場合」とされていることを踏まえ、代替する科目の趣旨等が損なわれないよう配慮しなければならない。

Q 6 各科目の内容の取扱いに当たっての配慮事項は何か。

- 1 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画の作成に関しては、プライバシーの保護に十分留意させるとともに、関係機関の協力が得られるよう配慮する。
- 2 各科目の指導に当たっては、社会福祉の情報化の進展に対応して、記録やケアプランの作成、福祉情報などにコンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高める。

Q 7 実験・実習を行うに当たっての配慮事項は何か。

「関連する法規等に基づき」と「薬品等の安全管理」が、改訂された指導要領に追加された。

介護実習施設や福祉機器を活用した実験・実習が行われることから、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理と学習環境の整備に十分留意することが必要である。特に、入浴機器や移動用リフト等の操作、体位変換や移乗・移動などにおける生徒の安全と衛生に十分配慮する。また、現場実習における事故防止や感染予防など保健衛生に関して事前事後の指導を徹底しなければならない。

Q 8 新設された科目「生活支援技術」、「こころとからだの理解」、「介護過程」を指導する上での留意点は何か。

専門教科「福祉」の各科目の指導に当たっては、相互に関連させて指導する必要がある。特に、介護に関する知識と技術を習得させ、適切な介護技術を用いて安全に支援できる能力と態度を育てる「生活支援技術」と、介護を実践する際に必要な対象者の基礎的な知識を習得させる「こころとからだの理解」とは密接に関係していることから、各項目ごとに連携させながら指導する必要がある。したがって、「生活支援技術」の「(2)自立に向けた生活支援技術」及び「(3)終末期・緊急時の介護」と「こころとからだの理解」の「(2)生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解」は、ほぼ同じ項目・内容で構成されている。

また、他の科目で学習した知識と技術を統合して介護過程を展開できる能力を養う「介護過程」は、他の科目等の学習進度に応じて指導する。

Q 9 「社会福祉基礎」におけるコミュニケーションの基礎と「コミュニケーション技術」の内容の関連はどのように考えればよいか。また、従前の「社会福祉援助技術」で取り上げていた点字や手話などの取扱いはどうなるか。

「社会福祉基礎」における「(2)イ コミュニケーションの基礎」は、サービス利用者の自己実現としてのコミュニケーション、サービス利用者働きかけ人間関係を形成するコミュニケーションなどを取り上げ、介護におけるコミュニケーションの意義と役割について、高齢者や障害者などの具体的な介護場面を想定して理解させる。また、関係づくりの実際、個別的な援助及び集団的な援助の概要について、具体的な事例を通して理解させるとともに、目線、顔の表情、言葉の語調、身だしなみ、適切な距離などに留意させながら、サービス利用者の感情表現の察し方、納得と同意の得方、質問の仕方、意欲の引き出し方などコミュニケーションの基本技術を習得させることとしている。

このような内容の基礎の上に、「コミュニケーション技術」が展開される。手話や点字などの取扱いについては、「コミュニケーション技術」の「(2)ア サービス利用者に応じたコミュニケーション」において、多様なコミュニケーションの方法として取り上げ、個々の特性に応じたコミュニケーションについて理解させる一手段として理解させる。

Q10 「生活支援技術」の「(2)レクリエーションと介護」について、従前の「社会福祉援助技術」の「(3)レクリエーションの考え方と展開」からの変更点は何か。

レクリエーションについては、従前の「社会福祉援助技術」から「生活支援技術」で扱うこととなり、扱う科目が変わった。内容はこれまで同様、レクリエーションの意義や目的を理解させるとともに、高齢者・障害者の生きがいや自己実現、QOLなどを意識して、介護場面におけるレクリエーション活動の役割と基礎的な技法を習得させることとしている。

これまではレクリエーションの理解が中心であったが、介護場面におけるレクリエーション、高齢者・障害者とコミュニケーションを図るためのレクリエーションの意味合いが強くなった。

